

公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

2020年8月25日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長 宮田 年耕

1 業務概要

(1) 業務名 首都高速道路の中長期的な交通施策等の検討（2020年度）

(2) 業務内容

本業務は、首都高速道路における交通状況等を分析し、将来需要に応じたネットワーク機能強化対策や自動運転の普及に伴う首都高速道路の影響等、中長期的な交通施策のあり方等の検討を行うものである。

<業務内容>

① 計画立案

特記仕様書及びその他関係図書に基づき、本業務実施に当たっての方針及び実施スケジュールを検討し、作業計画を立案・作成する。

② 首都高速道路のネットワーク機能強化検討

過年度業務の検討結果を踏まえ、首都圏道路ネットワークの状況や最新の交通状況等（快適走行性、アクセス性、都市機能性等）から線形改良や出入口増設等の大規模な改修を行うことで、機能向上が見込まれる箇所を抽出及び過年度業務の資料更新・整理を行う。

③ 自動運転の普及に伴う交通影響検討

過年度業務の検討結果を踏まえ、今後の自動運転システムの普及に伴う、下記の(1)~(3)について首都高速道路への影響を整理し、課題の抽出及びその対応策について検討を行う。

(1) 交通シミュレーションでの交通影響検証

首都高の特殊構造部における交通シミュレーションを用いた交通影響の検証。

シミュレーションは、1ケース程度を想定している。

(2) 道路管理者視点での課題抽出・対応方針検討

最新の自動運転車両の性能を踏まえた道路管理者視点での課題抽出及び対応方針の検討を行う。

(3) 路車協調に向けた課題・必要事項整理

路車協調（車両と道路の相互連携）に向けた課題抽出及び必要事項の整理を行う。

④ 新規で供用・改築を実施した路線について線形台帳の更新

2020年度に供用した東品川・鮫洲更新区間等の線形データについて整理した上で線形台帳への追加を行う。

⑤ 施策に関する評価検討及び関係機関等協議資料作成

個別施策に対して、最新の首都高ネットワークにおける交通状況等や周辺の状況を勘案し、線形・構造及び比較評価等の検討を行い、関係機関等の説明用資料作成を行う。説明用資料は、20箇所程度を想定する。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から 360 日間

(4) その他

①本業務は、提出された技術提案書を審査した結果、技術提案書の評価点が 70 点以上の者の中で最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）の対象業務である。

②本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては 4(1)に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書(電子入札留意事項様式第1)を提出するものとする。

③技術提案書は、持参又は郵送により提出すること。

④その他については、電子入札留意事項によることとする。

2 競争参加資格

(1) 首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成 23 年準則第 1 号）第 73 条の規定に該当しない者であること。

(2) 首都高速道路株式会社における 2019・2020 年度競争参加資格の「計画調査」の認定を受けている者であること。

(3) 参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加制限について (https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/kanke_seigen/)」に記載)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計請負現場説明書の説明事項 1 (11)イの記載に抵触するものではないことに留意すること。

(4) 業務実施上の条件

①法人に必要とされる業務の実績

当該業務に参加希望する法人は、2010年度以降に道路構造令で定める第2種の道路におけ

る、「交通需要マネジメント」、「ITS」又は「線形検討」に関して、完了した業務実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

②予定管理技術者に必要とされる要件

イ 技術者資格

技術士〔建設部門（道路）〕、RCCM（道路部門）又は交通工学研究会認定TOE（交通技術上級資格者）を有する技術者

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ上記の資格相当との国土交通大臣認定（国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。

ロ 業務実績

2010年度以降に以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、1件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

同種業務：道路構造令で定める第2種の道路における、「交通需要マネジメント」、「ITS」又は「線形検討」に関する検討業務

類似業務：上記以外の、自動車専用道路（道路法第48条の2第1項又は第2項により指定された道路をいう。）、高速自動車国道（高速自動車国道法第4条第1項により指定された道路をいう。）、一般国道（道路法第5条により指定された道路をいう。）における、「交通需要マネジメント」、「ITS」又は「線形検討」に関する検討業務

ハ 手持ち業務量

2020年8月25日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む。）において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が10件未満であること。

なお、手持ち業務が複数年契約の業務の場合には、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

【手持ち業務量が超過した場合】

2020年8月25日以降契約締結日まで及び履行期間中、管理技術者の手持ち業務量（本業務を含まない）が契約金額で4億円または契約件数で10件を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合は、当該管理技術者を交代させる等の措置を請求する場合がある。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

- a) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者。
- b) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- c) 当該管理技術者と同等以上の業務評定点を有する者
- d) 手持ち業務量が上記で定めた制限量を超過していない者

(5) 参加表明書の提出期限の日から見積開封の時までに、当社から競争参加停止措置（平成 17 年準則第 22 号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

3 技術提案書の評価基準

(1) 技術提案書による評価

- ① 予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格
- ② 予定管理技術者及び予定担当技術者の同種類業務の実績
- ③ 予定管理技術者及び予定担当技術者の手持ち業務量
- ④ 予定管理技術者及び予定担当技術者の当社及び公的機関からの表彰経験
- ⑤ 予定管理技術者の当社での業務成績

(2) 配置予定技術者からのヒアリングによる評価

- ① ヒアリング対象者
 - イ 予定管理技術者

- ② 評価項目
 - イ 専門技術力の確認
 - ロ 業務への取組姿勢の評価
 - ハ コミュニケーション力の評価

4 手続等

(1) 担当部局

首都高速道路株式会社財務部契約課
〒100-8930
東京都千代田区霞が関 1-4-1（日土地ビル 7 階）
TEL：03-3539-9319 FAX：03-3539-9566

(2) 現場説明書・技術提案書作成要領等の交付期間及び方法

- ① 交付期間：2020年8月25日（火）から2020年9月8日（火）午後4時まで
- ② 方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（CD-R等の配布）により無償で交付するので、上記（1）の担当課まで申し出ること。
 - ・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）
（ <https://www.shutoko.co.jp/business/bid> ）

③交付資料のダウンロード操作手順：

上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先URL及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

(3) 参加表明書及び技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

①電子入札システムによる場合

参加表明書（電子入札システムにより提出すること。）

・受付期間：2020年8月25日（火）から2020年9月8日（火）午後4時まで
技術提案書（持参又は郵送により提出すること。）

<持参の場合>

- ・受付期間：2020年8月25日（火）から2020年9月8日（火）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。)
- ・受付場所：上記4(1)に同じ。

<郵送の場合>

- ・受付期間：2020年8月25日（火）から2020年9月7日（月）まで
- ・郵送方法：書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

なお、郵送提出する旨を事前に現場説明書に記載の担当部局まで連絡すること。

- ・郵送先：上記4(1)に同じ。

②紙入札による場合（持参又は郵送により提出すること。）

<持参の場合>

受付期間、受付場所は、上記4(3)①<持参の場合>のとおり

<郵送の場合>

受付期間、郵送方法、郵送先は、上記4(3)①<郵送の場合>のとおり

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は上記4(1)に同じ。

(4) 技術提案書のヒアリングを行う。

(5) 電子入札システムの稼働時間は、休日を除く午前8時30分から午後8時まで。

(6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。

電子入札ヘルプデスク 電話 0570-021-777（ダイヤルイン）

（平日のみ午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）。）

Mail：sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

(7) 見積参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知

書を電子入札システムで見積参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。

(8) 本掲示に関して詳細不明な点については、上記4(1)に掲げる担当課に照会すること。

(9) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が2019年度から2020年度に変更となった業務については評価の対象とする。ただし、業務評定点の通知を受けていないものについては業務評定点に関する評価の対象外とする。

(10) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が2019年度から2020年度に変更となった業務については、2020年度の手持ち業務とみなさない。

(11) 詳細は現場説明書及び技術提案書作成要領による。